

公 示 送 達 書

下記の書類は、岬町長が保管しており、当該書類の送達を受けるべき者に、税務課窓口においていつでも交付します。

なお、受領者が現れない場合でも、地方税法第20条の2第3項（公示送達規定）の規定に基づき、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

令和8年7月14日

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

送達を受けるべき者の氏名又は名称	書類の名称	備 考
晉利海外發展有限公司	参加差押通知書(町税)	